

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

◇告示

字の区域変更

ふそ病検査等の実施

健康保険法に基づく保険医療機関の指定

国民健康保険法に基づき同法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険法第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

准看護婦試験の実施

あん摩師、はり師及びきゅう師試験の実施

◆地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者

告 示

七十九条第一項の規定により、昭和三十九年一月九日から、東伯郡北条町の区域内の字の区域を次のとおり変更したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大字国坂字原畑ヶ四五番ノ一のうちから四九番のうちまで、大字国坂字六反田一七一ノ一のうちから一七三番ノ一のうちまで、大字国坂字中嶋道路水路等の国有地の全部、大字国坂字屎淵二四九番の七、二四九の九及び大字国坂字太昔田二五番ノ二のうちを大字国坂字大畑ヶに変更

大字国坂字六反田一六八番ノ一から一七〇番ノ一まで、一七一番ノ一のうち、一七三番ノ二のうち、一七三番のうち、一六七番ノ一のうち、一六七番ノ二、大字国坂字塩焼六九番、七一番、七二番合併のうち、六四番、六六番、六七番、七〇番、六〇番のうち、六二番第一のうちから六三番のうちまで、六五番のうち、六一番、七六番合併のうち、六八番のうち、七四番ノ一のうち及びこれ

1

麥更

大字国坂字下大門一六一番ノ一のうち、大字国坂字塩焼七一番、七二番、六九番合併のうち、六一番、七六番合併のうち、七三番、七四番ノ一のうち、七四番ノ二、七五番、六八番のうち、大字国坂字上塩焼、七九番ノ三のうちから八一番ノ一のうちまで、七八番のうち、八一番二つうち、大字国坂字浦日内四番のうち、八番零のうち

ち第一、八五番ノ二のうち、大字国坂字下中會弥一三一のうち、一三二番の一から一三四番まで、大字国坂字道越一三七番ノ一のうち、一三七番の三、一三八番の一、大字国坂字越前五二五ノ一のうちから五二九番ノ一のうちまで、大字国坂字上中屋舗五一三番ノ三のうち、五二三番ノ一のうち及びこれに伴う道路水路等國有地の全部を大字国坂

うちまで、一二八番ノ二のうち、大字国坂字高繩手一一
一番、うち第一のうち、大字国坂字越前五三三番ノ一の
うち、五三三番ノ一のうち、及びこれに伴う道路水路等
国有地の全部を大字国坂字中曾弥に変更
大字国坂字中曾弥一二二番第一のうちから、一一四番の
うちまで、大字国坂字下中曾弥一二八番ノ一のうち、一
二八番ノ二のうち及びこれに伴う道路水路等の国有地の
全部を大字国坂字山ノ鼻に変更

者、五二番のうち、大字国坂字鼻木三五番ノ一のうちから三九番のうちまで、大字江北字花木一、二〇六番第一のうち、一、二〇六番のうち、一、二〇七番のうち及びこれに伴う道路水路等国有地の全部を大字国坂字原畑ヶに変更。

大字江北字花木一、二〇六番第一のうちから一、二〇七番のうちまで、大字江北字下荒針一、二〇八番のうちから一、二二三番ノ一のうちまで、一、二二九番のうちから一、二三二番のうちまで及びこれに伴う道路水路等国有地の全部を大字国坂字鼻木に変更。

大字国坂字上大門及び大字国坂字下大門の上中屋鋪に面した道路を大字国坂字上中屋鋪に変更。

大字国坂字下大門及び大字国坂字六反田と大字国坂字大畠ヶの下屋鋪に面した道路を大字国坂字下屋鋪に変更。

大字国坂字原畑ヶ及び大字国坂字鼻木の大昔田に面した水路、大字江北字下八幡仙一、四二二番ノ一のうちを大字国坂字大昔田に変更。

○四番のうち及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字国坂字小津原に変更
大字国坂字鋪田八二番から八三番まで、八五番ノ一、八四番のうち、八五番ノ二のうち、八六番のうち、大字江北字兵庫一、一九五番のうち、大字江北字福田一、一〇四番のうち、大字国坂字上大門一五九番のうち、大字国坂字塙焼五五番のうちから六〇番のうちまで、六一番、七六番合併のうち、大字江北字広三田一、一九六番のうち、一、一九七番のうち及びこれに伴う道路水路等国有地の全部を大字国坂字上塙焼に変更
大字国坂字野嶋五二番のうち、五三番、五四番のうち、大字国坂字六反田、一六七番ノ一のうち、一七三番のうち、大字江北字広三田一、一九七番のうちから一、二〇二番のうちまで、大字江北字花木一、二〇三番のうちか一、二〇六番第一のうちまで及びこれに伴う道路水路等の国有地を大字国坂字塙焼に変更
大字国坂字六反田一七三番のうち、大字国坂字野嶋五一

大字国坂字鋪田八二番から八三番まで、八五番ノ一、八四番のうち、八五番ノ二のうち、八六番のうち、大字江北字兵庫一、一九五番のうち、大字江北字福田一、一〇四番のうち、大字国坂字上大門一五九番のうち、大字国坂字塩焼五五番のうちから六〇番のうちまで、六一番、七六番合併のうち、大字江北字広三田一、一九六番のうち、一、一九七番のうち及びこれに伴う道路水路等国有地の全部を大字国坂字上塩焼に変更。

大字国坂字野嶋五二番のうち、五三番、五四番のうち、大字国坂字六反田、一六七番ノ一のうち、一七三番のうち、大字江北字広三田一、一九七番のうちから一、二〇二番のうちまで、大字江北字花木一、二〇三番のうちから一、二〇六番第一のうちまで及びこれに伴う道路水路等の国有地を大字国坂字塩焼に変更。

5 昭和39年2月14日 金曜日 烏取県公報 第3504号 (第3種郵便物)
認可

肝てつ駆除のための投薬	実施場所	二月二十四日	八頭郡若桜町	河原町	西郷	河原	二十五日
肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬	実施場所	二月二十四日	八頭郡若桜町	池田検診場	若桜	若桜	二十六日
ふそ病検査	実施月日	二月二十八日	八東町	散岐	国英	国英	二十七日
ふそ病検査	実施月日	二月二十九日	丹比	河原	西郷	西郷	二十八日
実施区域	実施場所	二月二十九日	八東町	西郷	西郷	西郷	二十九日
実施区域	実施場所	二月二十一日	八頭郡八東町	河原町	河原町	河原町	三〇日
実施区域	実施場所	二月二十二日	八頭郡若桜町	用瀬町	用瀬町	用瀬町	三一日
実施区域	実施場所	二月二十二日	八頭郡若桜町	豊美	豊美	豊美	三二日
実施区域	実施場所	二月二十二日	八頭郡若桜町	松上	松上	松上	三三日

一のうちまで、大字江北字上荒針一、二二七番のうちから一、二三一番のうちまで及びこれに伴う道路水路等の国有地を大字江北字広三田に変更
大字江北字広三田一、一九七番のうち、一、一九六番のうち大字江北字上荒針一、二三一番のうち、大字江北字福田一、一〇四番のうちから一、一一〇番のうちまで及びこれに伴う道路水路等の国有地全部を大字江北字兵庫に変更
大字江北字下荒針一、二二二番のうち、一、二二三番から一、二二五番まで、大字江北字登志の上荒針に面した道路水路等の国有地を大字江北字上荒針に変更
大字江北字下八幡仙一、四二一一番ノ一のうち、一、四二一番ヨ二のうち、大字国坂字大昔田一番ノ二のうち、二番のうち、四番のうち、八番のうち、大字江北字下八幡仙一、四二二番ノ二のうち及びこれに伴う道路水路等の国有地の全部を大字江北字八幡仙に変更

鳥取県告示第五十九号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）第六条の規定に基づき、みつばち及び牛の所有者に對して検査及び投薬を受けることを命ずる。

鳥取県告示第五十九号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてふそ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

- 鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 ふそ病及び肝てつ症予防のため
二 實施の区域 別表のとおり
三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
四 肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後
一ヶ月以内のものを除く。

ふそ病検査 みつけらち
五 實施の期日 別表のとおり

六 検査及び駆除の方法

鳥取県告示第六十一号
のとおり告示する。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県知事 石破 二朗

朗

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県知事 石破 二朗	氏名	登録年月日
鳥国医一、〇二〇	久場長毅	昭和三十八年十一月二十九日
" 葉一四八	市原裕子	" 十二月十九日
" 医一、〇二四	斎藤利久	三十九年一月十八日

鳥取県告示第六十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県知事 石破 二朗

朗

鳥取県告示第六十号
のとおり告示する。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県知事 石破 二朗	氏名	登録年月日	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
清水歯科医院	鳥取市賀露町灘端	歯科 水清操	昭和三十九年一月一日	歯科点数表	

吉岡 朝 倉田 美保
明治 末恒 未恒
神戸 大正 大正
賀露 松保 松保
美穂 大和 大和
岩美町小田 十七日 浦富
谷 十四日 岩井 岩井
津ノ井 大成 小田
谷 十六日 宇倍野 宇倍野
津ノ井 大成 小田
谷 十二日 国府町大成
岩美町小田
浦富 岩井
岩井

療養取扱機関
平林歯科医院
鳥取県立厚生病院
遠藤医院
森歯科医院福部診療所
西本医院

在地
米子市萩町二丁目
倉吉市下田中字東志貝手三四三
日野郡江府町江尾一、九八六
岩美郡福部村
八頭郡船岡町大字見楓中
福部母子センター内

登録年月日
昭和三十八年十一月二十五日
十二月二十日
二十四日
昭和三十九年一月一日

鳥取県告示第六十三号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、准看護婦試験を次のように実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

昭和三十九年二月十四日

一 試験場所
・鳥取県知事石破二朗

二 学科試験　鳥取市東町一丁目二二〇番地　鳥取県医師会館
実地　寺町一〇二番地

三 試験期間
昭和三十九年二月十五日から三月九日まで

鳥取県告示第六十四号

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（昭和二

十二年第二百十七号）第二条第一項の規定に基づき、あん摩師、はり師及びきゅう師試験を次のとおり実施する

ので、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第十条の規定により告示する。、

昭和三十九年二月十四日

一 試験の場所
鳥取県知事 石破二朗

二 試験の日時

昭和三十九年二月二十四日 午前九時から
実地試験

学科試験

昭和三十九年二月二十五日 午前九時から
実地試験

三 受験願書の提出期限
昭和三十九年二月二十日

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和三十九年一月二十五日委嘱したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年二月十四日

鳥取県地方労働委員会会長 上原隼三

氏名	生年月日	職業	経験	履歴	住所	電話番号
大谷義夫	明治三七、八、三〇	鳥取大学教授	現地労委公益委員	七九六	高郡青谷町青谷三、 鳥取市西町四丁目一	(青谷) (宅)六、二〇五 鳥取校三、一五一
下田三子夫	明治四二、四、二五	弁護士	現地労委公益委員	五	鳥取市西町四丁目一	(鳥取)二、六八七
若木礼	明治四〇、九、八	鳥取大学教授	鳥取市元鑄物師町一四	七の七	鳥取市元鑄物師町一四	(鳥取)四、四六六
米村明	大正一四、二、一三	執行委員長	前鳥取県出納長	九	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
北尾才智	大正一五、三、二三	私鉄中國日本丸支 部委員長	前地労委公益委員	九	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
川上健治	昭和四、七、一	県労働組同盟組合 会議副議長	前地労委公益委員	九	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
徳沢義夫	大正一一、一一、一一	鳥取県経営者協会 事務取締役	現地労委候補者	西伯郡西伯町原四九〇	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
清水英雄	明治二八、二、二七	大同木材工業(株)	前地労委候補者	西伯郡郡家町上峰寺五	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
鈴木実	大正九、八、一一	鳥取県経営者協会 事務取締役	前地労委候補者	八頭郡郡家町上峰寺五	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
松浦武儀	明治三二、一〇、一六	鳥取家具工業(株)	前地労委候補者	八頭郡郡家町上峰寺五	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
取締役社長	元地労委候補者	前地労委候補者	前地労委候補者	八頭郡郡家町上峰寺五	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
鳥取家具工業(株)	前地労委候補者	前地労委候補者	前地労委候補者	八頭郡郡家町上峰寺五	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
元地労委候補者	前地労委候補者	前地労委候補者	前地労委候補者	八頭郡郡家町上峰寺五	鳥取市東町一丁目一〇	(鳥取)三、一六一
鳥取市二階町三丁目四	鳥取市西町二五五	鳥取市東町六	鳥取市東町六	鳥取市西町二五五	鳥取市西町二五五	(鳥取)三、一九九二
鳥取	(社)五、一一五	(鳥取)五、一一五	(鳥取)五、一一五	(鳥取)五、一一五	(鳥取)五、一一五	(鳥取)五、一一五

多田 紀	明治四〇、六、二八	弁護士	前元地労委公益委員 前あつせん員候補者	米子市加茂町二丁目四 (宅)②二、六六六
桑村 治 眠	大正 六、一、三	國鐵労組米子地本執行委員長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	西伯郡西伯町字中五九 (米子)②二、九三七
砂口 岩 雄	昭和 六、二、一三	議會事務局長地区評議會事務局長	現地労委労働者委員 前あつせん員候補者	米子市旗ヶ崎六〇七の (米子)②六、四八四
秦 峴	昭和 五、二、一四	私鉄中国丸支会米子分会委員長	私鉄中国丸支会執行委員 前あつせん員候補者	西伯郡西伯町阿賀二一 (米子)②二、一二一
永川 重 幸	明治三四、一、二	米子機工(株)専務取締役	米子分会執行委員 前あつせん員候補者	八の六六六 (社)②五、四五四
松田 正 雄	明治三八、三、一〇	米子瓦斯(株)専務取締役	前地労委使用委員 前あつせん員候補者	米子市錦町二丁目六二 (米子)②二、一〇一
安部 三代治	明治三二、一〇、一	山陰石油(株)常務取締役	前地労委使用委員 前あつせん員候補者	米子市久米町二七 (社)②二、一八七
遠藤 喜 男	明治三六、二、一	境港海陸運送(株)	前地労委使用委員 前あつせん員候補者	米子市久米町三二 (宅)②二、一九一
加納 勝 己	明治四四、三、一〇	地労委事務局長	前地労委使用委員 前あつせん員候補者	米子市久米町二七 (宅)②二、一九一
田中 峰 治	大正 一、一〇、二九	地労委事務局次長	前地労委使用委員 前あつせん員候補者	境港市東本町一〇二の (社)②二、一九一
山内 常 雄	大正 一、一〇、九	地労委事務局課長	前地労委使用委員 前あつせん員候補者	鳥取市庵丁人町九 (宅)②二、一九一
				鳥取市江崎町一〇六 (宅)②二、一九一

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

印 刷 者 鳥取県鳥取市東町二丁目
所 在 地 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価一部月額二五〇円(配送料共)〕 所